



# 日動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)  
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 043 (22) 7207 番

92.8.19 No. 3644

## 申25号 千葉転編 乗務員の声を聞け!

申二五号に対する、四回目の交渉が八月一日前同様、支部からの代表者の参加を得て開催された。

組合側からは次の点を主張した。

- ① 外枠「行路」に早出が多い問題で、...
- ② 定枠の中に組み入れるのがスジで、外枠に二〇行路以上あるのは交番制度の面からも問題である。
- ③ もう一組作成すべきである。
- ④ 今回の勤務制度改正にあたり、在宅休養時間の確保と言っているけれども、その様になっていない。
- ⑤ 枠外に出してあるものには労働時間Bがついていないので、一日平均四五分として約五〇〇分を労働時間としていない。
- ⑥ 枠外の行路は早朝出勤が多いので、予備の人の早出が多く、運転士は相当苦勞している。

この指摘に対して会社側は、

- ① 早出の行路が多いことは十分理解している。
- ② 現場の意見を聞き参考にしたい。
- ③ 四組の考えもあつたが、現場との調整もしていないものを出すと、混乱する恐れもあると思つたので提案しなかつた。

以上の回答に対し、組合側として、

- ① 理解だけでもらつてもしようがない。結果が大切である。運転士の仕業は結果がすべてである。
- ② 現場の意見を聞く機関の設置。たとえばダイヤ検討委員会のようなものを設置する考えはあるか?
- ③ 申二五号に対する回答を、列車の設定と行路の設定は別問題であるとする回答はおかしい。やるべきことをしっかりやれば、もっと良い行路が出来るはずである。
- ④ 行路順やサオのもちかえは出来るのか
- ⑤ 区長や助役の意見で現場の意見を聞いたと言うが、交番表の発表の前から、われわれには一切内容を明かしていないではないか。

もっと運転士の生の声を聞くべきである。等について強く主張した。

(会社) ダイヤ検討委員会のようなもの設置はスタンスが悪いので.....

(組合) どこがどのように悪いのか具体的に言うべきだ。

(会社) そこまで話す気はない。

(組合) そういふいい方はやる気がないからで、ものを真剣に考える姿勢がないからである。

(会社) .....

NEX問題について

(会社) 基準運転時分はクリアしているが、余裕時分のきついのが下り一本、上りで二本ある。

(組合) 成田空港〜千葉間はもう少し余裕がある様に設定すべきである。

食事時間について

(会社) 解消に向けて努力したが、乗務員の特殊性があるので、一定の制約をうけるのはやむをえないのではないか。

(組合) 特殊性を思いわけるな！努力していないから問題が毎回積みかさされるだ。効率性がかりが頭にあるからできないのだ！

(会社) .....

B172便乗時間の繰り上げ

(組合) 一七二便乗は便乗で幕張本郷↓幕電↓出区までの時間が足りず、幕電当直が窓から首を出して乗務員が来るのを待っている状態だ。便乗時間を上げるなり、幕電泊りの行路を設定すべきだ。

(会社) 時間はとつてある。便乗を早めれば出勤が早くなるのでこれでいいではないか。

(組合) 時間はとつてあるというのなら、徒歩時間、点呼時間、現車までの時間、出区時間、据付時間、発車時間をそれぞれ明らかにしてほしい。

(会社) 具体的な時間はよくわからないので別途にしてほしい。交渉は、以上のような内容であつた。

しかし、朝四時・五時代の勤務が連続するような深刻な現場の乗務実態に踏まえた様々な問題提起に対して、当局は、交渉のほとんどの時間を何も回答できずにおし黙つたままであつた。

JRが日頃言っている「人間尊重企業」「社員の意見の反映」「支社と現場の意思疎通」などと言う美辞麗句が全く意味をなさないのであること、ただそれだけがきわだった交渉であつた。

JR当局よ！日夜ハンドルを握り、乗客の生命を守っている乗務員の声を聞け！安全を死語にしてはならない！

15 千葉運転区について、次の点を改善すること。	
① 外枠「行路」について、早朝出勤が多く予備者の勤務が偏っている、「行路」の内容を見直し改善すること。	列車設定上、行路を見直すことは困難である。
② エクスプレス号による千葉〜佐倉間の運転時分について、実態に合わせた設定時分に直すこと。	現行の運転時分で定時運転は可能であると考えている。
③ B102、105、123、128、132、141、142、144、172について、食事が取れない内容となっているので改善すること。	行先地における必要な時間は、可能な限り確保しているところである。
④ B172について、幕張本郷駅までの便乗時間を上げること。	業務に必要な時間は確保しているところである。
⑤ B145について、幕張区出区を平、土、休とも担当にすること。	平日と土曜・休日とは車両運用が異なるため、同一行路とすることは困難である。
⑥ 労働時間Bについて、B124、133、150、177、極端な付けかたとなっている内容を平均化すること。	労働時間Bについては、各行路均等に指定しているところである。